

上富良野町森林整備計画 (変更分)

計画期間 (自 平成21年 4月 1日)
(至 平成31年 3月31日)

北 海 道
上 富 良 野 町

(変更の理由)

地域森林計画の変更に伴う自主的変更

(変更計画が有効となる年月日)

平成23年4月1日

(変更の内容)

森林の転用による森林の異動

「森林施業の共同化の促進に関する事項」の「森林施業共同化重点的实施地区の設定計画」の変更

「林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項」の変更
文言の整理・説明の追加

目 次

第 1	伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
1	森林整備及び保全の現状と課題	
2	森林整備及び保全の基本方針	
3	造林から伐採に至る森林施業の推進方策	
4	森林施業の合理化に関する基本方向	
第 2	立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢	
4	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	
5	その他必要な事項	
	（ 1 ）資源の循環利用林に関する留意事項	
	（ 2 ）その他伐採に関する留意事項	
第 3	造林に関する事項	6
1	人工造林及び天然更新の対象樹種	
2	植栽本数その他造林の標準的な方法	
3	伐採跡地の更新すべき期間	
4	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
5	その他必要な事項	
	（ 1 ）資源の循環利用林に関する留意事項	
	（ 2 ）その他造林に関する留意事項	
第 4	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の作業種別の標準的な方法	
3	その他間伐及び保育の基準	
	（ 1 ）資源の循環利用林において留意すべき事項	
	（ 2 ）その他間伐及び保育に関する留意事項	
	（ 3 ）その他	
4	間伐を実施すべき森林の立木の収量比数	
第 5	要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項	12
第 6	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域	
	（ 1 ）水源かん養機能等維持増進森林	
	（ 2 ）環境保全機能等維持増進森林	
	（ 3 ）伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林	
2	公益的機能別施業森林の区域における施業の方法	
	（ 1 ）水源かん養機能等維持増進森林	
	（ 2 ）環境保全機能等維持増進森林	
	（ 3 ）伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の施業の方法	

3	その他必要な事項	
第7	森林の保健機能の増進に関する事項	14
第8	森林施業の共同化の促進に関する事項	14
1	森林施業の共同化の促進方向	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
第9	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	15
1	林業に従事する者の養成及び確保の方向	
2	林業労働者及び林業後継者の育成方策	
(1)	林業労働者の育成	
(2)	林業後継者等の育成	
3	林業事業体の経営体質強化方策	
第10	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	16
1	林業機械化の促進方向	
2	高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	
3	林業機械化の促進方策	
第11	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1	作業路網等の整備の方向	
2	作業路網の整備計画	
3	その他森林の整備のために必要な施設の整備計画	
第12	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	17
第13	その他森林の整備のために必要な事項	18
1	森林施業計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	森林の土地の保全に関する事項	
7	その他	
(1)	特定保安林の整備に関する事項	
(2)	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
(3)	森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	
(4)	森林保護に関する事項	

別表1 公益的機能別施業森林の区域

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業方法を特定すべき森林等の区域

第1 伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林整備及び保全の現状と課題

本町は、上川管内の南部に位置し、東部には十勝岳や富良野岳など、大雪山系の一部を形成する十勝連峰がそびえ、この一帯は大雪山国立公園区域となっています。この山並みを水源とする代表的な河川として、空知川の支流である富良野川、ヌッカクシ富良野川、ペベルイ川があり、稲作をはじめとする農産物を生産するうえで貴重な水資源となっています。

本町の総面積は23,718haであり、森林面積は11,428haで、総面積の48.2%を占めており、森林面積の内訳は、国有林が5,930ha、民有林が5,498haとなっています。また、民有林のうちカラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は、4,001haであり、人工林率72.8%で全道平均よりも上回っています。人工林の年齢構成では、35年生以上の林分が3,441haで86.0%とその多くを占めており、今後、保育、間伐を適正に実施していくとともに、主伐後の更新も適正に実施していくことが重要です。

本町の森林は東部と西部に分かれており、それぞれ本町の主要樹種であるカラマツが主体であることから、カラマツを主とした造林事業を計画するとともに、健全な人工林・優良天然林を育成するため以下のような課題があります。

東部の清富、日新、旭野、日の出、富原、東中地区は戦後カラマツを中心とした造林が盛んに行われており、年齢構成も他の地区から比べて高く、伐期を迎える林分も多く存することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要です。

また、清富、日新、旭野地区は下流域に農地があることから、山地災害防止機能の高い森林の整備が求められています。

西部の里仁、静修、江幌、江花、草分地区の特徴として、農林地が一体化した森林が多く存することから、農地とその周辺の森林とを有機的に結びつけた森林施業を行うことが重要です。

2 森林整備及び保全の基本方針

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割も考慮し、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案して、森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、それぞれの区分に応じた望ましい森林の姿へ誘導するよう努めるものとします。

森林の区分に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ります。

森林の整備等に当たっては、町全体の発展方向に十分留意するとともに、国等の補助事業等の地方財政措置を活用することとします。

なお、森林の区分ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区分と森林の整備及び保全の基本方針】

森林の区分		重視すべき機能	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
公益的機能別施業森林	水土保全林	水源かん養機能 又は 山地災害防止機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、落葉などの有機物が土壌に豊富に供給され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力や水を蓄える土壌中のすき間が十分に形成され保水する能力に優れた森林であり、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	<ul style="list-style-type: none"> ・樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級や復層状態の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることを基本とする。また、復層状態の森林へ誘導する際は、天然力も活用した施業を推進する ・山地災害の発生の危険性が高い地域では、重視すべき機能が発揮されるよう保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、渓岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する
	森林と人との共生林	生活環境保全機能 又は 保健文化機能	原生的な自然環境を構成し、貴重な野生生物の生息・生育に適している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、騒音や風などを防ぎ生活に潤いと安心を与える森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全や森林と人との共生を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する ・生活環境の保全、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する ・野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する
資源の循環利用林		木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長の旺盛な森林であって、団地的なまとまりがあり、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	<ul style="list-style-type: none"> ・施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を基本とし、森林の健全性を確保しつつ、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する

3 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘察するとともに、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目し、次表の3つの施業方法により、森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

(1) 森林の施業方法

区 分	施 業 方 法	対象とする森林
育成単層林施業	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業	・人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林 ・森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林
育成複層林施業	森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業	・人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林
天然生林施業	主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業	・ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図られる森林 ・国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林

なお、次の地区については、それぞれの状況に合わせて施業を行うこととします。

江花、日の出、里仁地区においては、景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するため、広葉樹の育成を図るとともに、歩道等の整備を促進することとします。

日新、清富、東中地区においては、成熟しつつあるカラマツ人工林資源を活用するため、作業路網を集中的に整備するとともに、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を推進することとします。

日新、旭野地区においては、山地災害防止機能を重視することとし、多様な樹種や異なった樹齢の林分からなる森林の整備と治山施設の整備を進めることとします。

日新ダム上流域の森林及び富良野川流域の森林については、長伐期施業や複層林施業を積極的に推進することとします。

(2) その他必要な事項

保安林等の制限林については、第13「その他森林の整備のために必要な事項」に、施業を特定する森林については第6「公益的機能別施業森林の整備に関する事項」に定める施業方法によるものとします。

山地災害防止機能をより一層高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いで森林土壌が薄く表層崩壊が起こりやすい箇所や流木被害のおそれがある地域については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため、適切な保育・間伐等の促進に努めるものとします。

なお、保育・間伐後に発生する枝条等についても適切に処理し、流木被害の一要因とならないよう十分留意するものとします。

また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図るものとします。

地域の人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むものとします。

4 森林施業の合理化に関する基本方向

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化に対応するため、森林所有者、森林組合及び国有林等の関係者の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

第2 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

第1の2「森林整備及び保全の基本方針」及び3「造林から伐採に至る森林施業の推進方策」を踏まえ、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等に十分留意し行うものとします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する林分にあっては、第6の2「公益的機能別施業森林の区域における施業の方法」及び第13の7「その他」に定めるそれぞれの施業方法によるものとします。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、次表の林齢を基礎として、標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めます。

樹種		標準伐期齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
	カラマツ	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む。）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	" 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、森林施業計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本町における立木の伐採方法等は次のとおり行うものとします。

（1）育成単層林施業

皆伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、一箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するものとします。特に水土保持林にあっては、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりや森林の構造に留意し、一箇所当たりの伐採面積の縮小及び分散並びに伐採林齢の長期化を図るものとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期（6～8月）を避けて

伐採するものとします。

なお、資源の循環利用林にあつては、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安として定めるものとします。

【資源の循環利用林：育成単層林】

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期の目安
カラマツ	一般材生産・38cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・38cm	中庸仕立て	55年

(2) 育成複層林施業

主伐に当たっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

また、効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりを持った伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の小規模化、伐採箇所の分散等に配慮するものとします。

伐採後に人工造林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するため、伐採率は概ね30～50%を目安とします。

天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、伐採率はおおむね50%以内を目安とし、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案するものとします。

なお、水土保持林にあつては、公益的機能の維持増進を図る観点から、森林の齡級構成、林道の整備状況等地域の実情等に応じて積極的に推進するものとします。

(3) 天然生林施業

主伐に当たっては、主として天然力を活用することにより森林を成立させる観点から、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案して行うものとします。

また、自然景観や地域住民の生活環境等に与える影響を最小限にするため、大面積による伐採を避けることとし、確実な更新を促すため保護樹帯を残すものとします。

なお、森林と人との共生林で自然環境の保全を最も重視する森林にあつては、野生生物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性と野生生物との共存に配慮した回廊状の森林の確保を図るものとします。

3 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢

この年齢に達していない森林については原則として伐採を認めない「主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢」を、下表のとおり定めます。

ただし、次の森林については適用されません。

- (1) 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2各号に掲げる森林及び原生自然環境保全地域内の森林であつて立木の伐採について禁止され、又は伐採の年齢について制限のある森林
- (2) 特用林及び自家用林
- (3) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分として4で定める森林
- (4) 試験研究の目的に供されている森林、その他これに準ずる森林
- (5) 森林保健機能増進計画に記載されている森林保健施設の位置に存する森林

樹 種		林 齢
人 工 林	エゾマツ・アカエゾマツ	40
	トドマツ	30
	カラマツ	15
	その他針葉樹	20
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む。)	15
	その他広葉樹	20
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	30
	" 広葉樹	30
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	15

4 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐採駆除する必要が生じた場合は、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採促進に関する指導等を行うことがあります。

5 その他必要な事項

(1) 資源の循環利用林に関する留意事項

持続的・安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、年齢構成に留意しながら、集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めるものとします。

また、多様な木材需要に対応できるよう、長伐期施業を検討するものとします。

(2) その他伐採に関する留意事項

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、大面積の主伐を避けるとともに、伐期の長期化に努めるものとします。

林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害などの各種被害の防止に配慮すべき箇所においては、一箇所当たりの伐採面積の規模を縮小するとともに伐採箇所の分散に配慮し、必要に応じて保護樹帯を残すよう努めるものとします。

次の地域は、林地崩壊や流木被害、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。

a 健全な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等

b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石礫地、沢沿い等

c 洪水や水質汚濁が発生するおそれがある河川や湖沼周辺の水辺林等

伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意するものとします。

特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮するものとします。

河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努めるものとします。

第3 造林に関する事項

第1の2「森林整備及び保全の基本方針」及び3「造林から伐採に至る森林施業の推進方策」を踏まえ、適切な森林の施業方法により、造林を実施するものとします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する林分にあつては、第6の2「公益的機能別施業森林の区域における施業の方法」及び第13の7「その他」に定めるそれぞれの施業方法によるものとします。

1 人工造林及び天然更新の対象樹種

(1) 人工造林

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定するものとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

(2) 天然更新

天然更新の対象樹種は、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなどとし、天然下種更新ではカンバ類やドロノキ・ハンノキなどとし、

以上を踏まえ、本町における人工造林及び天然更新の対象樹種を次のとおりとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（F ₁ を含む）、ヤチダモ、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、アオダモ	
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキなど	

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

2 植栽本数その他造林の標準的な方法

(1) 育成単層林施業

人工造林

造林に際しては、寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に水土保持林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うものとします。

地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。

植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F₁等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天

然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

【育成単層林】

単位 本 / ha

仕立ての方法	樹 種			
	カラマツ	トドマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	3,500
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	～ 6月10日
	カラマツ、その他	～ 5月31日
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ、カラマツ、その他	9月中旬～ 11月上旬

天然更新補助作業

ぼう芽により更新を確保する場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込みを行うものとします。

なお、定期的に更新の状況等を確認し、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとします。

(2) 育成複層林施業

施業に当たっては、下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。

植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

また、天然下種により更新を確保する場合であって、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等を行うものとし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うものとします。特に、水土保持林にあっては、林地の安定化を目的として、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に導入するものとし、複層状態の森林へ誘導する際は、天然更新木を活用した針広混交林化を推進するものとします。いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

上富良野町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする。

上富良野町森林整備計画で示すトドマツの標準的な植栽本数が2,000本/haとすると、
 $2,000 \times 0.3 = 600$

となり、トドマツはおおむね600本/ha以上を植栽することになります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が維持されるよう配慮するためのものです。

(3) 天然生林施業

主として天然力を活用することにより更新を図るものとし、定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ刈出し等の更新補助作業を行うものとします。

なお、刈出し等の更新補助作業の方法等については、(2) 育成複層林施業に準じます。

3 伐採跡地の更新すべき期間

(1) 皆伐

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として伐採後2年以内に更新を図るものとします。

また、ぼう芽更新又は天然下種更新によるものについては、原則として伐採後2年以内に更新補助作業を行い、施業後5年を経過して、天然更新が不十分な箇所には、補植等を行って更新を確保するものとします。

(2) 択伐

択伐による部分的な伐採跡地については、原則として伐採後5年以内に人工造林又は天然更新補助作業を行い更新を図るものとします。

なお、施業実施前に天然更新が完了している場合には、この限りではないものとします。

(3) 天然更新の完了の判断基準

天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、ササや草本類の背丈を越える樹高となった高木天然木^(注1)の稚幼樹等が^(注2)が、林地面積^(注3)に対する疎密度(又は立木度)が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種(イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等)を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、ササや草本類の背丈を越える状態で、林地面積に対する疎密度(又は立木度)が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

(注1) 高木天然木とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 資源の循環利用林に関する留意事項

持続的、安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的に応じ、多様な木材需要に対応できるよう樹種を選定するものとします。

また、効率的な森林整備を行うため、植栽に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

(2) その他造林に関する留意事項

林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、造林の推進に努めるものとします。

土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意するものとします。

伐採跡地や未立木地については、林地を保全するため植栽等により確実に更新を図るよう努めるものとします。

第4 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

第1の2「森林整備及び保全の基本方針」を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保

育を実施するものとします。

また、保安林等の制限林及び施業を特定する林分によっては、第6の2「公益的機能別施業森林の区域における施業の方法」及び第13の7「その他」に定めるそれぞれの施業方法によるものとします。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 育成単層林施業

間伐は、林木の生育の促進及び健全化を図るため、林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とし、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

資源の循環利用林にあつては、自然条件や経営目的に応じ、適切な間伐を行い、利用価値の向上を図るものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

【育成単層林】

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (一般材)	植栽本数:2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:350本/ha	16	23	31	39	-	選木方法 定性及び定量 間伐率 20~33%
トドマツ (一般材)	植栽本数:2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:400本/ha	18	25	32	39	46	選木方法 定性及び定量 間伐率 20~33%

注1)「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」及び「トドマツ人工林間伐の手引き(北海道林務部監修)」などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意すること。

(2) 育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、下層木の成長に伴い適切な受光伐を繰り返し行い、下層木の成長を促すものとします。

また、針葉樹林から針広混交林へ誘導する森林においては、広葉樹の侵入・成長を促すよう適時適切な間伐・受光伐を行うものとします。

水土保全林にあつては、下層植生の発達を確保し、林地の安定化を図るため、常に適度な光が射し込むよう配慮するものとします。

また、森林と人との共生林で生活環境の維持に不可欠な森林にあつては、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、立木の密度、下枝の着生状態、葉量の保持等に配慮し、間伐を実施するものとします。

2 保育の作業種別の標準的な方法

(1) 育成単層林施業

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

除伐は、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを除去することとします。造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存・育成するも

のとします。

また、つる切りは、育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	植栽時期	年									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春										
	秋										
トドマツ	春										
	秋										

樹種	植栽時期	年									
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春										
	秋										
トドマツ	春										
	秋										

注) カラマツには、グイマツ雑種F₁を含み、トドマツには、エゾマツ、アカエゾマツを含む。

：下刈り1回 ：下刈り2回 ：つる切り、除伐

(2) 育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、適切に保育を行うものとします。

なお、保育の方法等については、(1)の育成単層林施業に準じます。

3 その他間伐及び保育の基準

(1) 資源の循環利用林において留意すべき事項

森林の健全性を確保し、利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて、適切な時期及び枝打ち高により積極的にを行うものとします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討するものとします。

(2) その他間伐及び保育に関する留意事項

林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。

間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するなど適切に処理するものとします。

(3) その他

特になし

4 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数

人工林については、計画的な間伐の実施を推進することとし、植栽時に立てた目標に応じて収量比数を次表のとおり定めます。

樹種	仕立て目標	収量比数	備考
カラマツ	中庸仕立て	0.8	
トドマツ	中庸仕立て	0.8	

収量比数とは、森林の混み具合を相対的に示す指標です。現実の森林の蓄積と理論上最も

混み入った状態の材積との比で、0 から 1 の値の間で表されます。値が 1 に近いほど森林が混んでいるということになります。

森林の立木の単位面積当たりの材積

収量比数 =

樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積

第 5 要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項

該当なし

第 6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林（水土保持林及び森林と人との共生林）です。

また、公益的機能別施業森林以外の区域については、第 1 の 2 「森林の整備及び保全の基本方針」において示した「資源の循環利用林」として整備を進めるものとします。

1 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水源かん養機能等維持増進森林（水土保持林）

水土保持林の区域

水源かん養機能又は山地災害防止機能の高度発揮が特に求められている森林を基本として、それぞれの森林の立地条件、森林の内容、地域の要請等からみて一体的な森林の整備及び保全が図られることが望ましい森林について別表 1 のとおり定めます。

複層林施業を推進すべき森林の区域

水土保持林のうち、急傾斜地等に位置し、山地災害防止機能を高度に発揮させるため非皆伐が望ましい森林であって、森林の齢級構成が単純で林道や作業道等が十分に整備されている等、複層林施業の実施が必要かつ適切であると見込まれるものについて、別表 2 のとおり定めます。

長伐期施業を推進すべき森林の区域

水土保持林のうち、水源かん養機能を高度に発揮させるため、主伐の時期を特に長くすることが適切な森林であって、森林の齢級構成、林道の整備状況等からみて、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね 2 倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）の実施が必要かつ適切と見込まれるものについて、別表 2 のとおり定めます。

(2) 環境保全機能等維持増進森林（森林と人との共生林）

森林と人との共生林の区域

生活環境保全機能又は保健文化機能の高度発揮が特に求められている森林を基本として、それぞれの森林の立地条件、森林の内容、地域の要請等からみて一体的な森林の整備及び保全が図られるよう、別表 1 のとおり定めます。

特に帯状に残存すべき森林の区域

森林と人との共生林のうち、風害又は霧害を防備するための森林等その遮へい性を高度に維持する観点から、森林を帯状に維持しつつ主伐を行うことが適切な森林について、別表 2 のとおり定めます。

広葉樹等転換を必要とする森林の区域

森林と人との共生林のうち、森林内における樹種の多様性の増大の観点から、広葉樹の植栽あるいは天然下種更新により樹種の転換を図るべき針葉樹人工林について、別表 2 のとおり定めます。

特定広葉樹育成施業を推進すべき森林の区域

森林と人との共生林のうち、郷土樹種を主体として、地域独自の景観、貴重な野生生物の生息・生育環境を形成する森林で、森林の構成及び配置の状況、地域住民の要請等からみて、

広葉樹からなる風致の優れた森林を積極的に維持し、又は造成するための施業を推進することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、別表2のとおり定めます。

(3) 伐採方法その他の施業方法を特定する必要のある森林

(1)(、 を除く)又は(2)(、 を除く)の区域のうち、保安林等以外の森林であって、国土の保全、自然環境の保全・形成等の公益的機能を維持増進するため、施業の方法を特定する必要のある森林の区域を別表2のとおり定めます。

【伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の基準】

	区 分	森林の区分	区 域 の 基 準	施業の方法
伐 採 方 法	更新を確保するため伐採方法を特定する必要のある森林	水 土 保 全 林 及 び 森林と人との共生林	雪崩の発生するおそれのある箇所や風倒地等であって、自然条件が著しく劣悪なために伐採方法を特定しなければ伐採跡地の更新の確保が困難になるおそれのある森林について、必要に応じて伐採方法を特定するものとします。	原則として択伐
	自然環境の保全及び研成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採方法を特定する必要のある森林	森林と人との共生林	湖沼等の景観と一体となって、優れた自然美を構成する森林や主要な眺望点から望見される森林や保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林又は貴重な野生生物の保護のため必要な森林について、必要に応じて伐採方法を特定するものとします。	原則として択伐
	生活環境の保全及び研成のため伐採方法を特定する必要のある森林	森林と人との共生林	都市近郊等に所在し郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林又は気象緩和、騒音防止等の機能を發揮している森林について、必要に応じて伐採方法を特定するものとします。	原則として択伐
	農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採方法を特定する必要のある森林	水 土 保 全 林	傾斜が急な箇所等の不安定な地質、基岩の風化が異常に進んだ箇所等の不安定な地質及び火山灰地帯で凝集力が弱く、箇所等の不安定な土壌を有しているため、伐採方法を特定しなければ土砂の崩壊若しくは流出、雪崩又は落石を引き起こし農地、林地又は道路その他の施設を損傷するおそれのある森林について、必要に応じて伐採方法を特定するものとします。	原則として択伐
造 林 方 法	未立木地等で雪崩、寒害、風水害等を防止するため人工造林又は天然更新補助作業をする必要のある森林	水 土 保 全 林 及 び 森林と人との共生林	自然的条件等からみて、人工造林又は天然更新補助作業によって確実な成林が見込まれる伐採跡地、未立木地等であって速やかに更新しなければ当該箇所及びその周辺に雪崩、寒害、風水害の被害を及ぼすおそれのある森林について、必要に応じて造林方法を特定するものとします。	人工造林又は刈出し、植込み等の更新補助作業を実施
	土壌を改良する必要のある森林	水 土 保 全 林 及 び 森林と人との共生林	栄養分の少ない痩せた土壌をもつ森林であって、林地の改良(土壌の理化学的性の改良)を図ることによって地力が回復し、林木の成長促進が期待される森林について、必要に応じて施業方法を特定するものとします。	地表の保護に配慮しつつ、耕うん、有機物質及び欠乏養分の補給を実施

2 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法

(1) 水源かん養機能等維持増進森林(水土保全林)

水土保全林の区域における施業の標準的な方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の高度発揮を図るとともに、生物多様性の保全に資するため、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じた複層林化や広葉樹の導入による針広混交林化を積極的に推進するものとします。

複層林施業を推進すべき森林の区域における施業の方法

当該森林の区域における施業の方法を別表2のとおり定めます。

長伐期施業を推進すべき森林の区域における施業の方法

当該森林の区域における施業の方法を別表2のとおり定めます。

(2) 環境保全機能等維持増進森林(森林と人との共生林)

森林と人との共生林の区域における施業の標準的な方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の高度発揮を図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、自然環境の保全や景観の維持向上等、個々の森林に対する要請に応じた適切な施業を推進するものとします。

特に帯状に残存すべき森林の区域における施業の方法

当該森林の区域における施業の方法を別表2のとおり定めます。

広葉樹等転換を必要とする森林の区域における施業の方法

当該森林の区域における施業の方法を別表2のとおり定めます。

特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林の区域における施業の方法

当該森林の区域における施業の方法を別表2のとおり定めます。

(3) 伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の施業の方法

(1)(、 を除く)又は(2)(、 を除く)のうち当該森林の区域における施業の方法は、別表2のとおり定めます。

3 その他必要な事項

該当無し

第7 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

第8 森林施業の共同化の促進に関する事項

本町に森林を有する町、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進するものとします。

1 森林施業の共同化の促進方向

本町の森林所有者の69.4%は5ha未満の小規模な森林所有であり、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図っていくこととします。長期、短期の施業委託や路網の整備により、地域の森林整備を森林組合が中心となって計画的に進めていくこととします。

本町の森林所有者は兼業農家が多く、施業単位も零細なため、経営の共同化に向けた取組が必要です。このため、流域単位として集団化が可能な地域にあっては、道、町、森林組合等による啓蒙・普及活動を通じて、森林施業を共同で行うための森林所有者間の合意形成に努めるとも

に森林組合等、林業事業者への施業の委託や共同化などを支援することにより、適正な森林施業の促進に努めます。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

(1) 合意形成と施業実施協定の締結の促進

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、町及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。

また、共同化をより確実に進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や、森林ボランティア団体の活動場所の確保と森林施業の確実な実施を確保等を内容とする施業実施協定について締結の促進を図ります。

(2) 長期施業受委託の促進等

森林所有者等へ施業等の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある森林組合等の林業事業者への施業等の集約化を図るものとします。特に不在村森林所有者が多い江幌・江花地区にあっては、不在村森林所有者への普及啓発活動を強化し、森林組合等による施業の長期受委託を促進するものとします。その際、長期的な施業受委託が円滑に進むよう、森林所有者等への情報提供と施業方法やコストを明示する提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全や施業の受委託を推進するための条件整備として、境界の整備などにより適切な森林管理を進めるものとします。

森林施業共同化重点的実施地区の設定計画

地区の名称	地区の所在	区域面積	対函番号
江幌・江花・島津地区	1～9林班	768ha	1
草分・里仁・静修地区	10～16林班	385ha	2
日新・草分・里仁地区	17～23林班	502ha	3
清富地区	24～33林班	906ha	4
日新・旭野地区	34～41林班	756ha	5
日の出・旭野地区	42～53林班	1,093ha	6
富原・旭野地区	54～57林班	346ha	7
東中・富原地区	58～67林班	742ha	8
計		5,498ha	

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。

共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。

共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

第9 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林の整備及び保全に不可欠な林業労働力を安定的に確保するためには、就労相談から定着支援までの一貫した取組が必要です。

このため、労働条件の改善に努めるとともに、就労環境や、各種支援助成制度、就労に欠かさない住宅などの生活基盤等の情報を地域の情報誌やインターネット等を活用し発信するなど UJI ターン者をはじめ、林業就労に意欲を有する若年層の林業従事者の確保を図りつつ、その受け皿となる林業事業体の経営体質強化を推進するものとします。

1 林業に従事する者の養成及び確保の方向

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の養成及び確保を図るものとします。

2 林業労働者及び林業後継者の育成方策

(1) 林業労働者の育成

本町林業は小規模経営でしかも農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに林業労働者の育成対策を進め、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせるよう努めるものとする。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援します。

(2) 林業後継者等の育成

林業後継者等の育成のため、次のとおり対策を進めることとします。

農業を含む農林業後継者は労働過重等の労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では増加は期待できない。このため森林組合労務班への期待が大きくなっており、森林組合の体質を改善し協同組合としての機能を十分発揮できるよう育成強化する。道内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討することとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとする。

各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めるものとする。

3 林業事業体の経営体質強化方策

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の堀り起こしや、林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進するものとします。

特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めるものとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアーなどの森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援するものとします。

第10 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

1 林業機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業では、チェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタによる伐倒、枝払い、玉切り作業とフォワーダによる短幹集材作業のシステムを採用するなど、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むものとします。

2 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将 来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造 材		チェーンソー	チェーンソー プロセッサ
集 材		林内作業者 小型集材機	林内作業者 スキッド
造林保育等	地拵	刈払機	地拵機
	下刈	刈払機	刈払機
	枝打	人力	自動枝打機

3 林業機械化の促進方策

プロセッサ等の高性能林業機械の導入

枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進

間伐の早急な実施を推進するため、林内作業者、集材機等の導入

高性能林業機械のオペレーターの育成をするため研修会等への積極的参加等を推進する。

第 11 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網等の整備の方向

作業路を作設する際は、既設の林道等の路網配置、想定される作業種や作業体系と利用期間、機械化の状況等を踏まえるとともに、植生や景観に配慮した路線計画や工法により、既設道と適切に組み合わせた効率的な配置に努めるものとします。

既設の作業路のうち、路網密度が低い地区や育成複層林など短期間で繰り返し施業を行う森林にあるものについては、必要に応じて路面の草刈りや路肩・法面の保全等を行い、継続的な活用に努めるものとします。

また、排水施設の暗渠等呑口における流木や土砂の流入、集材作業箇所や土場での土砂流出の防止等について、過去の被災状況を鑑み、よりきめ細かな対策を検討するものとします。

2 作業路網等整備計画

路線名	位 置	延 長	利用施業		他の路線との関係			対図番号	備考
			種類	数量	名 称	種類	箇所		
白井路線	42 林班	1.0km	保育 間伐	10ha	第 2 藤村道路	町道	終点		
日新第 1 路線	44 林班	1.0km		10ha	新井林道	町道	中間		
富原第 3 路線	56 林班	1.5km		10ha	北 25 号道路支線	作業道	終点		

3 その他森林の整備のために必要な施設の整備計画

該当無し

第 12 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の安定化を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が必要です。本町の木材関連工場は 2 工場あり、今後、人工林資源の熟成により、人工林の主伐材及び間伐材の出材が多くなることが見込まれるため、主伐及び間伐の計画的な実施を図るとともに、高次加工施設の整備等により木材産業の体質強化を図り、地域材の安定的な供給とその利用の促進に取り組みます。

また、地材地消の推進に当たっては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行を踏まえ、本町の公共建築物において積極的に木材・木製品を利用するほか、森林バイオマスエネルギーの導入など幅広い用途での地域材の利用に努めるとともに、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進します。

林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)			計 画			備考
	位 置	規 模	対 応 番 号	位 置	規 模	対 応 番 号	
製材工場	江花地区	7,900 m ³	1				
木材加工工場	大 町	8,800 m ³	2				

第 13 その他森林の整備のために必要な事項

1 森林施業計画の作成に関する事項

森林施業計画は、森林所有者等が森林の伐採、造林等、今後5カ年間に実施する森林施業について自発的に立てる計画であり、作成した計画は町長等に認定を求め、市町村森林整備計画の適合性など一定の基準を満たしていれば認定を受けることができます。

森林所有者等が森林施業計画を作成し、計画に基づいた施業を実施していくことは、上富良野町森林整備計画の達成に寄与することにもつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

なお、森林施業計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画もするものとします。

- (1) 第3の4の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽。
- (2) 第4の4の間伐を実施すべき森林の立木の収量比数となる場合における立木の材積を超える人工林の適切な間伐。
- (3) 第6の1の(2)の 広葉樹等転換を必要とする森林における針葉樹人工林の計画的な広葉樹等への転換。
- (4) 第8の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項を踏まえた施業等の共同化。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

該当なし

6 森林の土地の保全に関する事項

(1) 森林の土地の保全に関する事項

降雨等により、河川が汚濁する地域においては、林産物の搬出時期や搬出方法等に留意し、林地の保全に努めるものとします。また、林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意し施業を行い、林地の保全に努めるものとします。

集材路等を作設する際は、路線の配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努めるものとします。なお、溪流沿いの集材路等の敷設は、極力避けるものとします。

樹根による土壌緊縛力を強化するため、複層林化や長伐期化を推進するものとします。

(2) 森林の保護及び管理に関する事項

森林は、保健・文化・レクリエーション活動等を目的として年々利活用が増加していることから、森林の各種機能を維持、向上させていくためには、森林の適正な保護と管理が重要となってきています。

このことから、森林の保護及び管理に当たっては、次の事項について推進するものとします。

山火事を未然に防止するため、発生頻度の高い市街地周辺の森林や自然公園等の入り込み者の多い地域を対象に重点的に森林巡視を行うとともに、ポスター等を活用した予防啓発等に努めます。

病虫獣害については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めます。

(3) その他

気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯等を設けるなどして防止対策に努めるものとします。

町、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに効率的、合理的な森林の保護及び管理を推進します。

7 その他

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。

保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定められた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

ア 主伐の方法

(ア) 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

(イ) 伐採方法は、次の3区分とします。

a 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）

b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）

c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

- (イ) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
 - a 水源かん養保安林(ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。)については、20ha以下とします。
 - b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。
 - c その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とします。
- (ウ) 防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
- (エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。
- (オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。
 また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3(指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4)とします。

ウ 特例

- (ア) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- (イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- (ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

エ 間伐の方法及び限度

- (ア) 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- (イ) 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

オ 植栽の方法及び期間

- (ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。
- (イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行われなければなりません。

自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、表1により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては、自然公園法第13条又は第14条の規定による許可が、道立自然公園にあっては、北海道立自然公園条例第10条の規定による許可が必要です。

【表1 特別地域内における制限】

区 分	制 限 内 容
特 別 保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種 特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とします。
第 2 種 特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めるものとします。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ア 一伐区の面積は、2ha以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第 3 種 特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとします。

その他の制限林

その他の制限林における伐採方法は、表2のとおりとします。

【表2 その他の制限林における伐採方法】

区 分	制 限 内 容
その他の 制限林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐(その程度が著しいと認められるものについては禁伐)とします。 (3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が1ha未満とします。 (4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域(伝統的建造物群保存地区を除く。)においては、原則、禁伐とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、道等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとします。

(4) 森林保護に関する事項

本町におけるエゾシカによる食害の面積は、天然林を中心に依然として増加傾向にあり、最近では人工林へも被害が拡大しつつあります。このような状況から有害鳥獣駆除による被害防止だけではなく、道などの関係機関の協力を得て、抜本的な被害防止策に努めることとします。

別表1 公益的機能別施業森林の区域

〔一般民有林〕

区 分	森 林 の 区 域	
	林 班	小 班
水 土 保 全 林	1～49	全 域
	50	1～117、125～301
	51～67	全 域
森林と人との共生林	50	122

〔道有林〕

該 当 な し

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業の方法を特定すべき森林等の区域

〔一般民有林〕

区 分	森林の区域(林小班)	施 業 の 方 法	
水 土 保 全 林	複層林施業を推進すべき森林	該 当 な し	
	長伐期施業を推進すべき森林	44-1、4、9、11、24、27、60～62、87、98、99、104、106 60-8～16、20～27、29～31、33、34、40、41、44～49、51 63-2、6、17～18、21、23～25、27、30、32～35、37、38、45～51、100 合計 102.21ha	原則として主伐の時期は、標準伐期齢のおおむね2倍の林齢以上とします。 施業に当たっては、公益的機能をより高度に発揮させるため、林木の生育状態や病虫害の発生状況等に留意し、下層植生の維持に配慮しながら、計画的な間伐等を実施するものとします。
	更新を確保するため伐採方法を特定する必要がある森林	該 当 な し	該 当 な し
	農地、林地又は道路その他の施設の保全のため伐採方法を特定する必要がある森林	該 当 な し	該 当 な し
森 林 と 人 と の 共 生 林	特に帯状に残存すべき森林	該 当 な し	該 当 な し
	広葉樹等転換を必要とする森林	50-122 合計 0.32ha	伐採後、人工造林を行う場合は、造林木の健全な育成に配慮するため大面積皆伐を避け、様々な樹種から構成される広葉樹等の郷土樹種を造林するものとします。 また、伐採後、天然更新を前提とする場合は、周囲の母樹となり得る広葉樹等の配置及び種子の結実状況、飛散距離等を勘案して伐採するものとします。 また、目標年度を平成31年とし、目標年度までに転換が完了するよう計画的に施業を行うこととします。
	特定広葉樹育成施業を推進すべき森林	該 当 な し	該 当 な し
	自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採方法を特定する必要がある森林	該 当 な し	該 当 な し
	生活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要がある森林	該 当 な し	該 当 な し

〔道有林〕

該 当 な し